

資料1

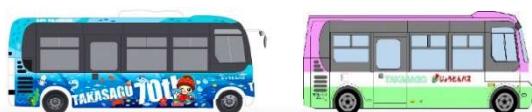
開催日：令和7年7月1日(火)
場 所：高砂市役所本庁舎4階402会議室

令和7年度 第1回 高砂市地域公共交通活性化協議会 利用者分科会

—協議資料—

目 次

	ページ
協議 高砂市地域公共交通計画方針(案)等について ······	1 ~ 7



高砂市地域公共交通計画とは

過去の協議資料の一部を再掲

(1) 策定期間

令和6年7月2日から8年3月20日

(2) 策定業務の委託先（受注コンサルタント）

中央コンサルタンツ(株)

(3) 地域公共交通計画とは

地域にふさわしい・望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにする

“地域公共交通のマスターplan”

(4) 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下、「活性化再生法」という。）

第5条

地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するように努めなければならない。

令和2年11月改正により
「作成することができる」から「努めなければならない」に変更
“努力義務化”

(5) 策定の背景にある要因（現状）

- 超高齢化 ▶ 免許返納が年々増加し自身で移動が困難
- 人口減少 ▶ 公共交通不便地の増加
- 赤字構造 ▶ コミュニティバスを含めた乗合バスの赤字構造
- 人手不足 ▶ 乗合バス、タクシー等の運転手不足

(6) 策定方法

- 国の「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき策定
- 地域の移動に関する関係者を集めて、活性化再生法に基づく協議会（以下、「法定

協議会」)での協議を経て策定

活性化再生法第6条(協議会)

地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

○路線バス、鉄道、タクシーなどの既存の公共交通に加え、**地域の輸送資源を最大限活用した持続可能なサービスを確保**

既存の公共交通

- ・鉄道
- ・路線バス
- ・コミュニティバス
- ・タクシー
- ・デマンド交通
- ・旅客船



地域の輸送資源

- ・自家用有償旅客運送
- ・スクールバス
- ・福祉輸送
- ・病院送迎サービス
- ・商業施設送迎サービスなど

○キャッシュレス化、系統間や交通相互間の円滑な接続の構築

(7) 高砂市の目指す地域公共交通計画

① 鉄道駅を交通結節点として公共交通の結びつきを確保し、市内循環ネットワークを基本とした公共交通網をめざす。

○広域交通の鉄道と地域交通のバス（じょうとんバス含む）やタクシーとの緊密な連携を構築

○鉄道とのスムーズな乗り換え

○商業施設、市民病院、公共施設及び観光施設（地）へのアクセスの向上

○通勤・通学及び市民の生活パターンの向上

② 速達性を確保することにより、公共交通の効率化を図る。

○じょうとんバスの再編（時刻、ルート等）

○鉄道とのスムーズな乗り換え

○決済方法の構築（交通系ICカード以外の各種スマートフォン決済等）

○タクシーのスムーズな配車

③ 採算性を研究することにより、持続可能な公共交通とする。

- じょうとんバスの車両小型化
- 市と地元自治会・協議会との連携による運行日・運行本数を指定した新たなじょうとんバスのゾーン設定の研究
- サービスの提供（公共性）と相反関係にある採算性の研究

④ 役割分担の明確化とその連携を図る。

- 公共交通と福祉交通の役割明確化
- 相互の連携を図ることによる移動手段の充実

⑤ 利便性向上のための運行改善や情報技術の導入、移動手段を有する事業者との連携を検討する。

- ＩＴ技術等の導入による利便性の向上
- 地域の輸送資源の活用（官民連携）を検討

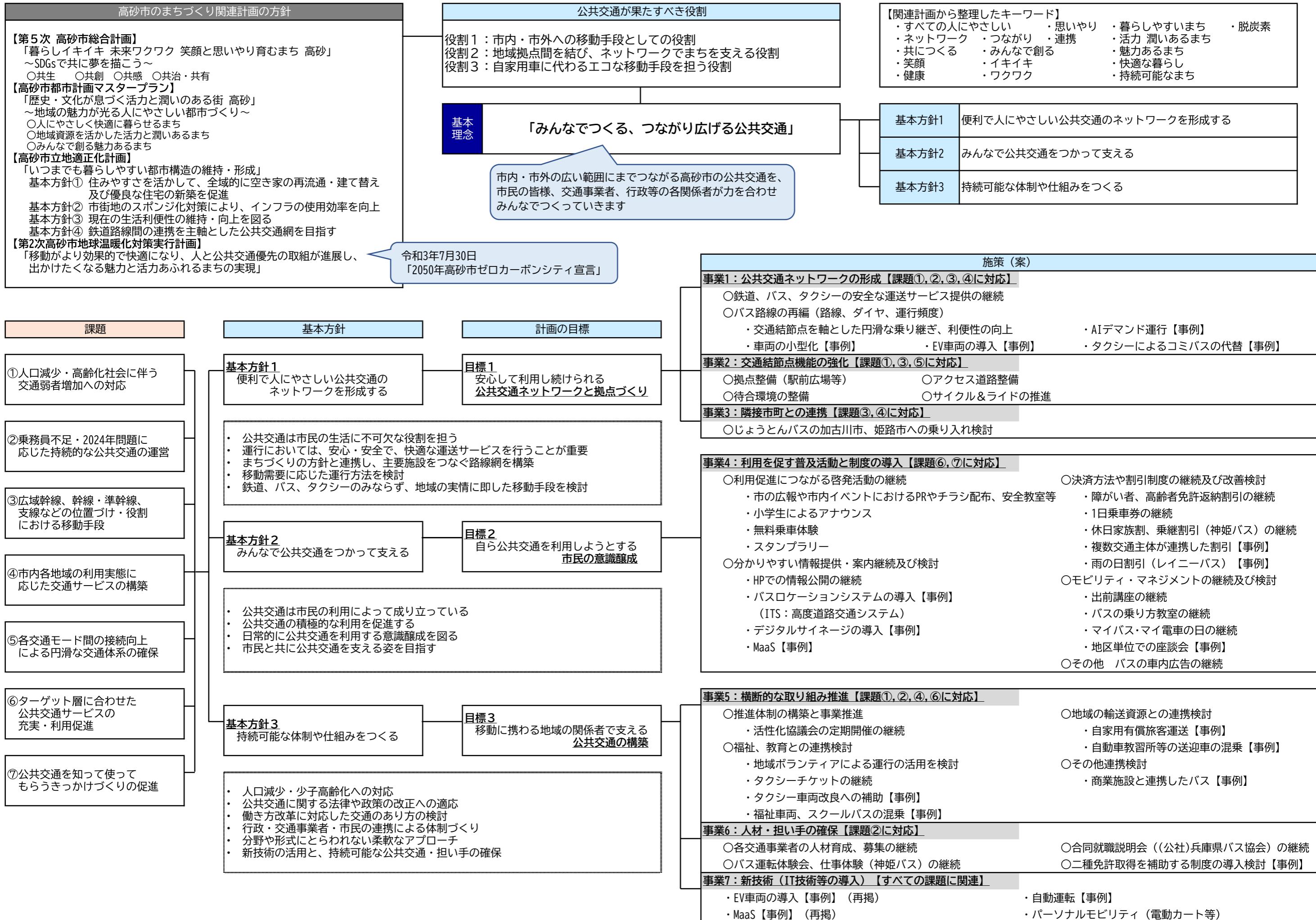
⑥ コミュニティバスの相互乗り入れ（広域連携）を検討する。

- 加古川市及び姫路市との連携
- 課題整理
- 事業費の負担

⑦ 各計画を達成するための具体的な事業及び目標値等の設定を行う。

- 個別事業の内容と事業主体の具体化
- スケジュール
- 目標値の設定と進捗状況の確認
- 評価手法

高砂市 地域公共交通計画 計画方針（案）



補足資料：事例概要（参考）

事業	概要	事業	概要
事業 1	<p>No.1 車両の小型化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行に使用するバス車両を大型バスから小型バス、マイクロバス、ワゴン車等に転換する。 	事業 4	<p>No.8 複数交通主体が連携した割引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市で運行する電車、バス、タクシー等を乗り継ぎ利用した乗降客に対し、特典・割引サービスを実施する。
事業 1、7	<p>No.2 EV(Electric Vehicle)車両の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気のみを動力で走行する車両を公共交通の車両として導入する。 	事業 4	<p>No.9 雨の日割引（レイニーバス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨や雪の日の天候不良の日に、自家用車の運転を控え、交通渋滞や事故を減らすため、割引やポイント付与、増便といったサービス提供を行うこと。
事業 1	<p>No.3 AI デマンド運行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から予約があった場合に、そのニーズに合わせて、配車するオンデマンドサービスである。 ・運行種類は、自由経路のドアツードアの形式や、路線やエリア、バス停が決められた形式等、多様である。 ・オペレーターが予約受付し、配送の時間やルートを検討する運営形態と、オペレーターの代わりにAIを活用した運営がある。  <p>出典：国交省 HP</p>	事業 4	<p>No.10 地区単位での座談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民の方が、地域公共交通についての理解を深めるための意見交換等を行う会（出前講座）
事業 1	<p>No.4 タクシーによるコミバスの代替</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの代わりにタクシーで運行を行うこと。 ・一定の条件のもと（もともとバスが運行していた特定の地域の住民のみ、決められた時間・ルート・乗降場所のみ等）、通常のタクシー料金より安価に利用できる仕組み。 	事業 5	<p>No.11 タクシー車両改良への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー車両を福祉向けの車両（ユニバーサルデザイン車両含む）に改良するタクシー事業者に、行政が補助を行う制度  <p>ユニバーサルデザイン車両 出典：TOYOTA 公式 HP</p>
事業 4	<p>No.5 バスロケーションシステムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスにGPS（位置情報）を付けることで、今の場所や到着予定時刻をアプリや案内板等で確認でき、バスの状況をリアルタイムで把握できる仕組み。  <p>出典：淡路市デジタルマップ</p>	事業 5	<p>No.12 福祉車両、スクールバスの混乗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉車両やスクールバスに空席や空き時間がある場合に、公共交通として共用することで、住民の日常的な移動にも利用できるようにする。
事業 4	<p>No.6 デジタルサイネージの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子ディスプレイを使って情報や広告を表示するシステムのこと。 ・公共交通の運行情報や観光やイベントの情報を表示することができる。  <p>出典：神姫バスグループにおける公共交通利用促進の取組</p>	事業 5	<p>No.13 自家用有償旅客運送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス、タクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない過疎地域等において、営利目的でない市やNPO等が自家用車を用いて有償で運送する仕組み。  <p>出典1：NPO 法人 気張る！ふるさと丹後町（京都府京丹後市丹後町）</p>
事業 4、7	<p>No.7 MaaS (Mobility as a Service)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車、バス、タクシー等の様々な公共交通の検索、予約、支払いをスマートフォン等のアプリを使って、一括で行うサービスのこと。  <p>出典：国交省 HP</p>	事業 5	<p>No.14 自動車教習所等の送迎車の混乗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車教習所等の送迎車に空席や空き時間がある場合に、公共交通として共用することで、住民の日常的な移動にも利用できるようにする。
		事業 5	<p>No.15 商業施設と連携したバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設と連携・協力し、乗車運賃割引や商品の割引、グッズプレゼント等の特典・サービスが受けられる仕組み。
		事業 6	<p>No.16 二種免許取得を補助する制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスやタクシーの旅客自動車を運転に必要な第二種免許を取得する人に対し、バス事業者やタクシー事業者が補助金を支給する制度
		事業 7	<p>No.17 自動運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間の代わりに車自体がカメラ、センサー、AIなどを使って判断し、自動で走行する。  <p>出典：Osaka Metro Group 公式 HP</p>

計画の目標を達成するための評価指標(アクションプラン)(候補一覧)

下表の必須3項目に加え、1~2項目を採用する方針で、今後、継続検討予定

No	分類	ジャンル	評価指標	概要
1	目標1	利用者維持 【必須】	公共交通の収支率	路線平均の収支率を実績値により、毎年評価
2			公共交通の公的資金投入額	運行費用における財政負担額を実績値により、毎年評価
3			公共交通の乗降客数	実績値により、毎年評価 【総合計画における評価指標】
4		ハード事業	交通結節点整備数	実績値により、毎年評価 【総合計画における評価指標】
5			鉄道施設整備数	実績値により、毎年評価
6			バス停環境整備数	実績値により、毎年評価
7			車両リニューアル台数	実績値により、毎年評価
8		ネットワーク	公共交通カバー圏域	市内における公共交通によるカバー率をGIS等を用いて、バス再編の5年に1度評価
9		まちづくり	公共交通に対する満足度	市民アンケート調査を実施し、同条件の設問で5年に1度評価
10			市への転入数	実績値により、毎年評価
11	目標2	決済、定期	キャッシュレス決済の導入件数または利用者数	実績値により、毎年評価
12			公共交通の定期券販売数または定期利用数	実績値により、毎年評価
13		啓発活動等	イベント参加数	市内開催イベントでのじょうとんバスのPR活動回数を実績値により、毎年評価
14			イベント開催回数	じょうとんバスの利用促進に向けたPRイベントの開催回数を実績値により、毎年評価
15			イベント参加者数	じょうとんバスの利用促進に向けたPRイベントへの参加者数を実績値により、毎年評価
16			じょうとんバスグッズの生産数、発行回数	実績値により、毎年評価
17			市の公共交通に関するHPアクセス回数	実績値により、毎年評価
18			市HPへのじょうとんバス関連の情報掲載数	実績値により、毎年評価
19			高齢者における自動車運転免許証返納件数	実績値により、毎年評価
20		公共交通による 外出機会	自動車・公共交通の利用分担率	市民アンケート調査を実施し、同条件の設問で5年に1度評価
21			外出頻度	市民アンケート調査を実施し、同条件の設問で5年に1度評価
22		その他	自転車事故件数	高砂警察署から入手した情報により、毎年評価 【総合計画における評価指標】
23	目標3	共創	地域公共交通活性化協議会の開催回数	実績値により、毎年評価
24			タクシーチケットの利用件数	実績値により、毎年評価 【総合計画における評価指標】
25			関係者の連携・協働による取組み件数	協力団体等の増加に向けた取組み件数を実績値により、毎年評価
26			協力団体等の数	市内における移動支援の運行主体数を実績値により、毎年評価
27			地域のボランティア運転手数	あみだつなGOのような地域ボランティア運行において、応募された市民による運転手の登録人数を実績値により、毎年評価
28		雇用	運転手の新規雇用数	実績値により、毎年評価
29			二種免許取得数	実績値により、毎年評価
30		新技術	新技術導入取組み件数	新技術の導入を検討したことも含めた取組み件数を実績値により、毎年評価

事業スケジュール

項目	2024年度(令和6年度)												現時点	2025年度(令和7年度)																
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
1.地域公共交通活性化協議会(予定含む)																														
2.公共交通をとりまく現状と課題	市民アンケート調査計画等の提示				会	調査結果報告、課題の設定等				会	方針の説明				素案の説明、パブコメ案の説明				パブコメ結果、計画書最終提示											
	交通関連データの収集・集計・整理																													
	各種調査(対象:市民、バス利用者、施設利用者、高校生)																													
3.地域公共交通計画(案)の作成																														
4.パブリックコメントの実施(30日以上)																														
5.地域公共交通計画の作成																														
■地域公共交通計画の策定に向けた流れ	現状整理・実態調査													課題・取組みの方向性												計画策定目標 R8.3				
														計画素案作成												関係部署との調整				
														関係部署との調整												運輸支局との調整				
														素案完成																